

令和7年度 税制改正 法人税

～中小企業者等の軽減税率の特例～

令和7年度税制改正が行われました。その改正内容のうち、法人税の中小企業者等の軽減税率の特例の延長及び見直しの概要についてお知らせいたします。

～中小企業者等の軽減税率の特例の延長及び見直し～

中小企業者等の法人税率について、一定の見直しを行った上で、年800万円以下の所得金額に対する軽減税率の特例15%（本則19%）の適用期限が2年間延長されました。

<制度の概要>

中小企業者等については、法人税率の軽減措置（年800万円以下の所得金額に対する軽減税率の特例15%（本則19%））が講じられています。

なお、中小法人のうち適用除外事業者に該当するものについてはこの特例の適用から除外されています。

中小企業者等とは・・・

- ① 資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人
- ② 資本または出資を有しない法人をいいます。

適用除外事業者とは・・・

その事業年度開始の日前3年以内に終了した事業年度の所得金額の年平均額が1.5億円を超える法人をいいます。

<改正の内容>

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長されました。

- ① 所得の金額が年10億円を超える中小企業者等について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率を17%（現行：15%）に引き上げられました。
- ② 適用対象法人の範囲から通算法人を除外されました。

対象	本則税率		特例による軽減税率
	所得金額区分	税率	
大法人 (資本金1億円超の法人)	所得金額区分なし	23.2%	—
中小法人 (資本金1億円以下の法人)	年800万円超の所得金額	23.2%	—
	年800万円以下の所得金額 (所得金額10億円超)	19%	17%
	年800万円以下の所得金額 (所得金額10億円以下)	19%	15%

<適用時期>

この改正は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度に適用されます。